

概要版

第6次飯能市 男女共同参画プラン

令和5年度～令和9年度



令和5年3月
飯能市

計画の基本事項

計画策定の趣旨

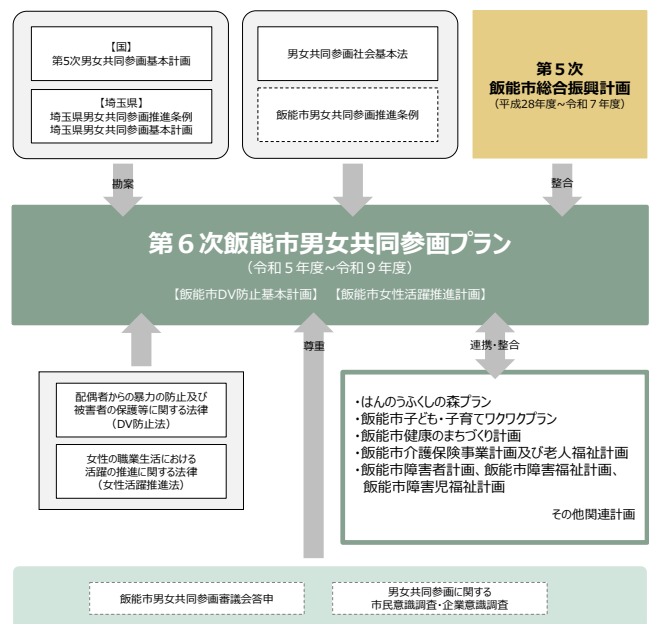
本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 27（2015）年 12 月に「飯能市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 30（2018）年 3 月には「第 5 次飯能市男女共同参画プラン」（現行計画）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

このような中、現行計画の計画期間終了にあたり、令和 3（2021）年度に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」の結果をふまえ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな課題に対応するため、「飯能市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、より社会情勢の変化と市民ニーズに対応した「第 6 次飯能市男女共同参画プラン」を策定しました。

計画の性格と位置づけ

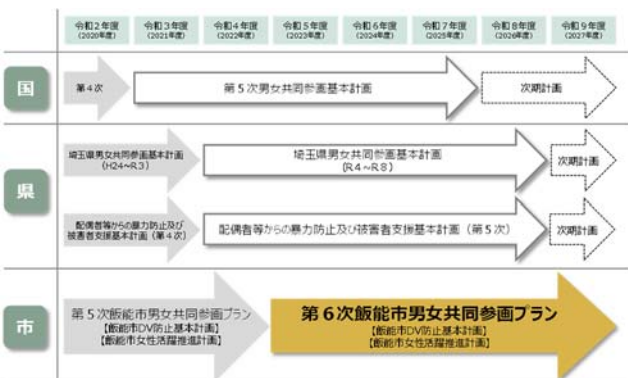
本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「飯能市男女共同参画推進条例」第 11 条第 1 項の規定に基づき、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV 防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画【飯能市 DV 防止基本計画】及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画【飯能市女性活躍推進計画】を包括するものとします。



計画の期間

本計画の期間は、令和 5（2023）年度を初年度とし、令和 9（2027）年度までの 5 年間とします。



持続可能な開発目標(SDGs)

平成 27（2015）年には国連で「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、SDGs の 17 の目標の 5 つ目には「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打ち、すべての女性と女兒のエンパワーメントを図ることが求められています。

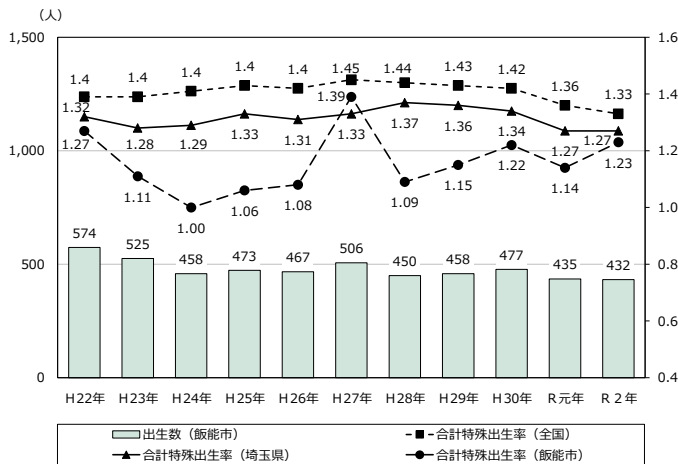
【本計画に関連する SDGs】



飯能市の現状

出生の状況

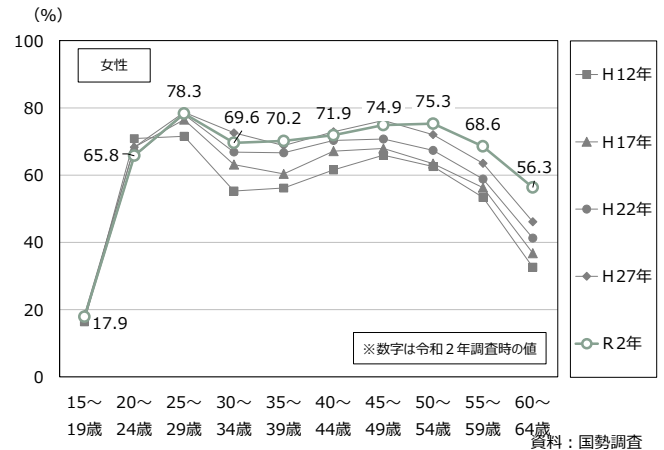
本市の出生数は、平成 30 (2018) 年から年々減少しており、令和 2 (2020) 年は 432 人となっています。合計特殊出生率は、全国と埼玉県を下回っており、令和 2 (2020) 年は 1.23 となっています。



資料：埼玉県保健医療政策課（各年次）

女性の労働力率の推移

本市の女性の労働力率は、結婚や出産の時期にあたる年代に一度下降し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する M 字型曲線を描いていますが、徐々に M 字カーブは緩やかになり台形型に近づいています。

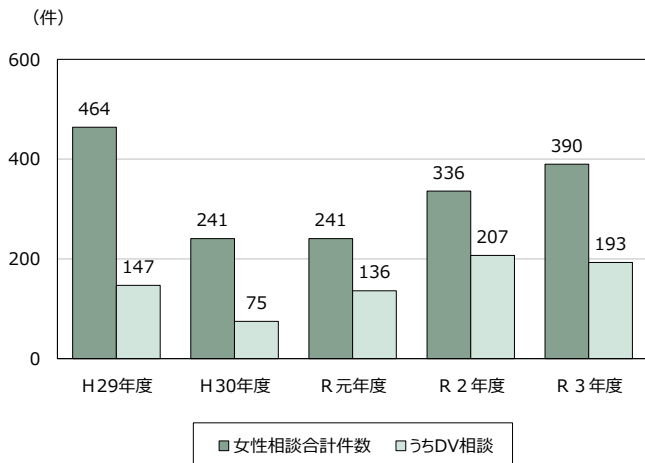


資料：国勢調査

女性相談の状況

本市の女性相談件数は、平成 30 (2018) 年度から年々増加傾向にあり令和 3 (2021) 年度は 390 件と平成 30 (2018) 年度から 149 件増加しています。

DV 相談件数も、平成 30 (2018) 年度から年々増加傾向にあり、令和 3 (2021) 年度は 193 件と平成 30 (2018) 年度から 118 件増加しています。



資料：市民協働推進課

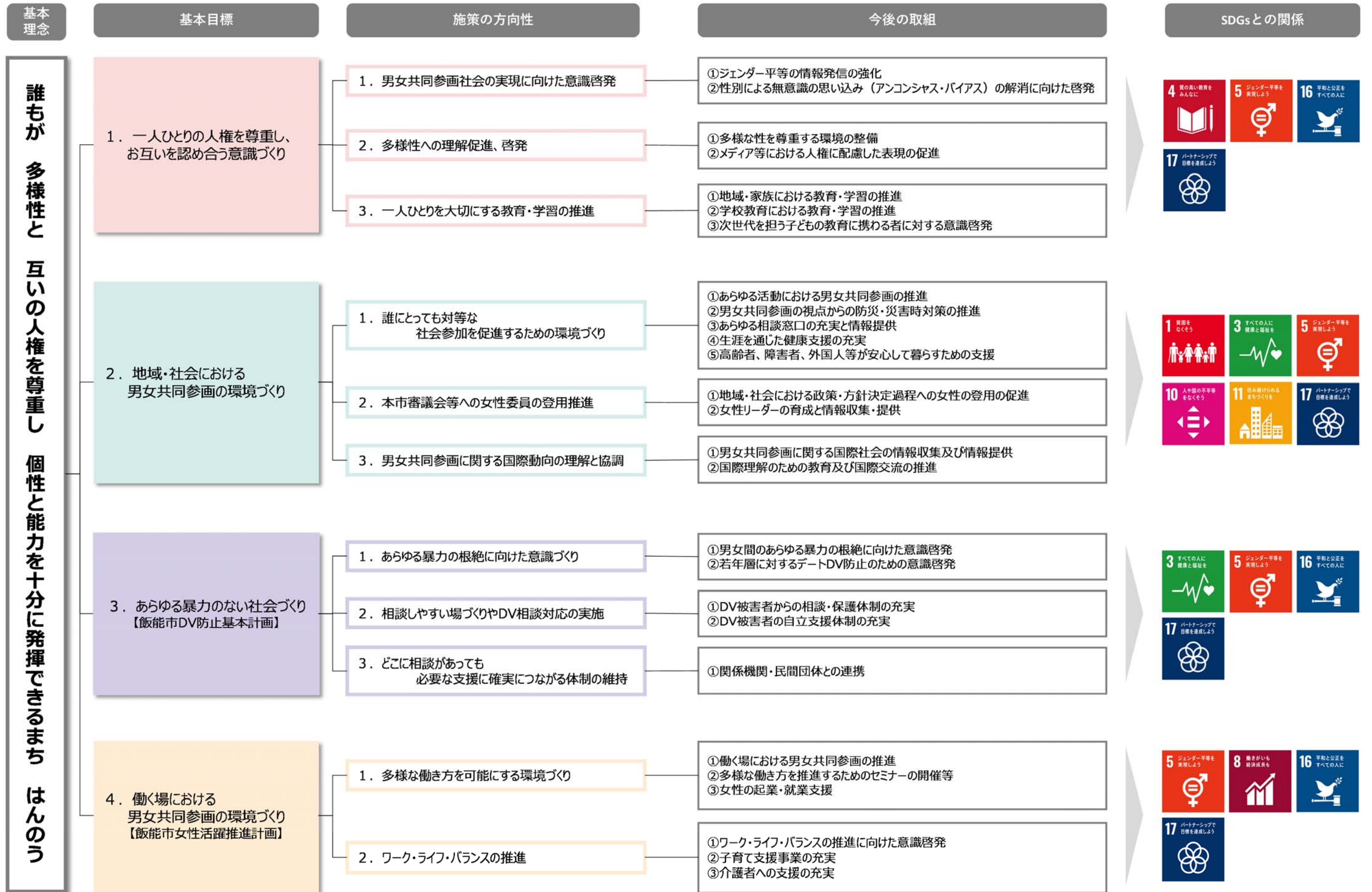
政策・方針決定過程への女性の参画

	地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等 及び地方自治法（第 180 条の 5）に基づく委員会等				女性比率（%）
	委員会等数	審議会等及び委員会等数	委員数	女性数	
H30年度	54	37	516	134	26.0
R元年度	54	39	514	134	26.1
R2年度	51	35	532	123	23.1
R3年度	49	36	533	124	23.3
R4年度	55	41	539	129	23.9

資料：市民協働推進課、議会総務課、生涯学習課



施策の体系



基本目標 1

一人ひとりの人権を尊重し、お互いを認め合う意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、「男だから、女だから」と性別によって役割を固定し、行動や選択を制限する意識や、性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等意識の形成などが大きな課題となっています。

男女共同参画に関する意識は、子どもの頃からの積み重ねによるものが大きいことから、教育の場で人権意識や男女平等意識を育む取組を実施するとともに、次世代を担う子どもへの教育に携わる者に対しても意識啓発を実施し、様々な機会や場所での教育、学習、広報、啓発を通じて、一人ひとりの気づきと学びを継続的に支援する施策を推進します。

数値目標(一部抜粋)

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
「男は仕事、女は家庭」について、「そうは思わない」と回答した人の割合	49.7%	60%
LGBTQという言葉の内容を知っている人の割合	50.8%	80%
男女共同参画に関する講座の参加者数(延べ人数)	461人	500人

基本目標 2

地域・社会における男女共同参画の環境づくり

地域・社会において、誰もがいきいきと暮らすことができる環境の整備は、本市の男女共同参画社会の実現に向けた大きな柱です。少子高齢化が急速に進み、単身世帯が増加している本市において、地域活動や社会活動に誰もが参画しやすい環境をつくり、お互いに支え合うまちづくりを進めることが重要です。

地域における多様な政策・方針決定過程へ女性の参画を進めるとともに、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう積極的な働きかけを行います。また、男女共同参画の国際動向にも注目し、情報収集・提供に努めます。

数値目標(一部抜粋)

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
方針・政策決定の場に女性の参画を促進するために、「市の審議会等への女性の積極的登用」が「とても重要である」と回答した人の割合	43.0%	60%
「防災組織への女性の積極的登用」が「とても重要である」と回答した人の割合	30.4%	40%
各種審議会における女性委員の割合	23.9% (令和4年度)	30%
市職員の管理職に占める女性の割合	15.1% (令和4年度)	20%

基本目標 3

あらゆる暴力のない社会づくり【飯能市 DV 防止基本計画】

配偶者等に対する暴力は、年齢、国籍の違い、障害の有無などを問わず、重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき大きな課題です。

携帯情報端末やソーシャルメディアの普及により、若年層間においてもデートDVと呼ばれる支配関係の構築が起りやすい現状や、新型コロナウイルス感染症拡大にともない、雇用形態の変化による経済的不安、在宅ワークによる夫婦関係の変化等により、家庭内でのDVの増加及び深刻化が懸念されています。

このようなことから、引き続き、暴力防止のための意識啓発や相談窓口の周知及び迅速かつ適切なDV被害者支援を実施します。

基本目標3は、DV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

数値目標(一部抜粋)

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
「デートDV」について、「内容を知っている」と回答した人の割合	27.9%	50%
配偶者、パートナー・交際相手などから暴力を受けた後、相談した人の割合	24.0%	35%

基本目標 4

働く場における男女共同参画の環境づくり【飯能市女性活躍推進計画】

性別を理由とする差別や不合理な格差を解消するとともに、就労環境の改善に向けた取組や多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの実現への理解を促進するための啓発を推進します。

一度、仕事を辞めた女性であっても、再び職場で活躍できるように、就業支援、再就職に向けた相談体制の整備や、学び直しのための講座開催の情報提供などに努めます。

また、多様な働き方が選択できる社会の実現に向けた啓発や、企業に向けた情報提供・相談などの支援に取り組みます。

基本目標4は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

数値目標(一部抜粋)

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
働き方を推進するためのセミナーの参加者人数(延べ人数)	8人 (令和4年度)	50人
認可保育所の待機児童数	0人 (令和4年度)	0人
放課後児童クラブの待機児童数	28人 (令和4年度)	0人



森林文化都市
飯能市

飯能市女性相談／飯能市配偶者暴力相談支援センターのご案内

男女・夫婦・家庭・DVなどの相談をお受けしています。（相談無料・秘密厳守・予約優先）

- 相談日時 毎週月曜日～金曜日（※祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- 専用電話番号 042-978-5085

発行・編集：飯能市 市民生活部 市民協働推進課

住 所：〒357-8501 飯能市大字双柳1番地の1

電話番号 042-973-2626 FAX 番号 042-974-6737

メールアドレス：jiti2@city.hanno.lg.jp

発行年月：令和5（2023）年3月